後の地方交付税法第十四条
後の地方交付税法第十四条

を

第二号	同法第十四条
第三号	同法第十四条
	同条
	及び石油ガス譲与税
第四号	同法第十四条
	同条
	及び地方揮発油譲与税

読替え後の地方交付税法第十四条
読替え後の地方交付税法第十四条
読替え後の地方交付税法第十四条
読替え後の地方交付税法第十四条
読替え後の地方交付税法第十四条
読替え後の地方交付税法第十四条
、石油ガス譲与税及び交通安全対策特別交付金
読替え後の地方交付税法第十四条
読替え後の地方交付税法第十四条
、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金

に改め、同表第十三条第五号の項を次のように改める。

第五号		
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	第二項	基準財政収入額
地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十六年政令第百三十三号。以下この号において「平成二十六年整備政令」という。）附則第十三項の規定による改正前の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた平成二十六年整備政令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四第二項の規定により読み替えられた地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第百十九号）第一条の規定による改正前の地方自治法施行令 地方自治法施行令第二百十条の十二第二項	基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項に規定する算定方法にむね準ずる算定方法により算定した額があるときは、当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。）	
		及び地方揮発油譲与税
		、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金

附則第十一条の見出し中「以後」を「から平成二十八年度まで」に改め、同条中「以後」を「から平成二十八年度まで」に改め、「おける第十三条」の下に「の規定による額の算定に係る同条」を加え、「、当分の間」を削り、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同条の表第十三条第一号イの項中「第十三条第一号イ」を「第一号イに、

同条	読替え後の地方交付税法第十四条
	及び航空機燃料譲与税
	、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金

第十四条

を

第十三条第二号から第四号まで

同法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
同条	読替え後の地方交付税法第十四条

を

第二号	同法第十四条
第三号	同法第十四条
	同条
	及び石油ガス譲与税
第四号	同法第十四条
	同条
	及び地方揮発油譲与税

読替え後の地方交付税法第十四条
読替え後の地方交付税法第十四条
読替え後の地方交付税法第十四条
読替え後の地方交付税法第十四条
読替え後の地方交付税法第十四条
読替え後の地方交付税法第十四条
、石油ガス譲与税及び交通安全対策特別交付金
読替え後の地方交付税法第十四条
読替え後の地方交付税法第十四条
、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金

に改め、同表第十三条第五号の項を次のように改める。

第五号		
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	第二項	基準財政収入額
地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十六年政令第百三十三号。以下この号において「平成二十六年整備政令」という。）附則第十三項の規定による改正前の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた平成二十六年整備政令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四第二項の規定により読み替えられた地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第百十九号）第一条の規定による改正前の地方自治法施行令 地方自治法施行令第二百十条の十二第二項	基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項に規定する算定方法にむね準ずる算定方法により算定した額があるときは、当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。）	
		及び地方揮発油譲与税
		、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金